

お問い合わせ先

介護保険課

要介護認定申請担当	☎948-6841	FAX 934-0815
要介護認定審査会担当	☎948-6856	
介護給付担当	☎948-6885	
資格・賦課・収納担当	☎948-6919・6966	

長寿福祉課

基幹型地域包括支援センター	☎948-6949	FAX 934-1832
高齢者対策・団体運営支援担当	☎948-6408・6842・6410	
調整・評価担当	☎948-6823	

指導監査課

介護事業者指定・指導担当	☎948-6968	FAX 934-1763
社会福祉法人・施設整備担当	☎948-6867	

福祉・子育て相談窓口

高齢者相談	☎948-6593	FAX 934-1832
障がい者総合相談	☎943-6307	FAX 943-6688
自立相談支援窓口	☎948-6875	FAX 943-6688

松山市のホームページ <https://www.city.matsuyama.ehime.jp>

発行 松山市福祉推進部

発行年月日 令和6年6月
編集 松山市福祉推進部 介護保険課
〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2



介護保険制度のおもな改正ポイント

令和6年4月から

- 令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました
- 介護予防ケアプランの作成を、居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました
地域包括支援センターだけでなく、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。
※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、引き続き地域包括支援センターに依頼します。
- 介護報酬が改定されました（一部のサービスは令和6年6月から）
報酬改定にともない、サービスを利用するときに支払う利用者負担の金額も変わりました。ただし、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所リハビリテーションについては、令和6年6月から改定されました（介護予防サービスも同様です）。
- 福祉用具の一部は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました
福祉用具貸与での利用が長期間になる場合は、購入した方が費用を抑えられることがあります。購入する場合は、特定福祉用具販売の扱いとなり、一年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に購入費の一部が保険給付されます。
対象となる福祉用具は次のとおりです。
●固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く） ●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖
福祉用具専門相談員またはケアマネジャーは、利用者が選択できることについて十分説明し、選択に当たって必要な情報の提供および医師等の意見や利用者の身体状況等をふまえた提案を行うことになっています。

令和6年8月から

- 介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わります
施設を利用したサービスで支払う居住費等、食費には基準になる額（基準費用額）が決められています。近年の光熱水費の高騰に対応して、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点などから、居住費等の基準費用額が変わります。



も く じ

介護保険のしくみ

- ・みんなで支えあう制度です……………4

介護保険のしくみ

介護保険料

- ・保険料は大切な財源です……………6
- ・40歳以上65歳未満の人の保険料…………7
- ・65歳以上の人の保険料……………8

介護保険料

サービス利用の手順

- ・サービスを利用するまでの流れ……………10
- ・要介護状態が審査、認定されます……………12

利用の手順

要介護1～5の人〈介護サービス〉

- ・介護サービスの利用のしかた……………14
- ・介護サービス（在宅サービス）……………16
- ・介護サービス（施設サービス）……………19

介護サービス

要支援1・2の人〈介護予防サービス〉

- ・介護予防サービスの利用のしかた……………20
- ・介護予防サービス……………22

介護予防サービス

地域密着型サービス

- ・住み慣れた地域で生活続けるために……………26

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

- ・生活する環境を整えるサービス……………28

福祉用具・住宅改修

地域支援事業

- ・住み慣れた地域で暮らしていけるように……………30
- ・介護予防・日常生活支援総合事業……………32
- ・一般介護予防事業……………34
- ・認知症高齢者の支援……………36

地域支援事業

その他の高齢者支援

- ・生きがい・社会参加の促進……………38
- ・日常生活の支援……………39
- ・その他事業……………41

その他の高齢者支援

*掲載している内容については、今後見直される場合があります。

- 町名別 松山市地域包括支援センター担当一覧表……………44
- 地域の相談窓口・地域包括支援センター……………46

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、松山市が保険者になって運営しています。40歳以上のみなさんが、加入者（被保険者）として保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

松山市（保険者）

介護保険制度の運営は、松山市が行います。

- 資格を管理し、保険料を決定します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスを確保・整備します。



地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合相談・支援
- 権利擁護
- 地域のケアマネジャーなどの支援
- 認知症高齢者等への支援

※詳しくはP47へ

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが、サービスを提供します。

●要介護認定の申請

●保険料の納付

●要介護認定

●保険証の交付
●介護保険負担割合証の交付



●介護報酬の支払い

●サービスの提供

●利用料の支払い

介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、松山市の認定を受け、サービスを利用できます。



第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人 (医療保険に加入している人)

サービスを利用できる人

第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要になったとき、松山市の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病

加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を起こす疾病

- | | | | |
|---|--|--|--|
| ●がん
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) | ●骨折を伴う骨粗鬆症
●初老期における認知症
●進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
●関節リウマチ
●筋萎縮性側索硬化症
●後縦靱帯骨化症 | ●骨折不伴う骨粗鬆症
●早期老症
●多系統萎縮症
●糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症および
糖尿病性網膜症 | ●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症
●慢性閉塞性肺疾患
●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
|---|--|--|--|

■介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、介護保険被保険者証が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

■介護保険負担割合証が交付されます

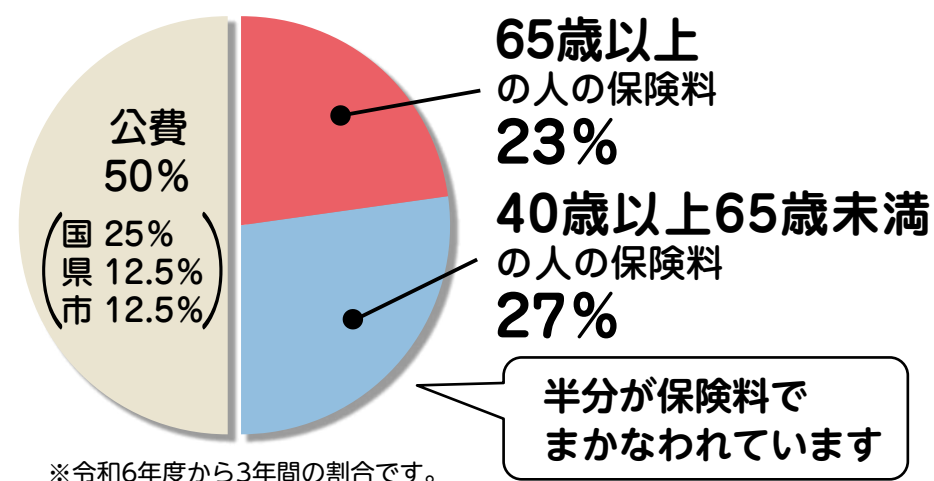
介護保険の認定を受けている人などには、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときの利用者負担の割合（1割、2割、または3割）が記載されているので、サービス利用時に事業者に提示します。

- 適用期間は1年間（8月～翌年7月）で、毎年交付されます。

保険料は大切な財源です

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている介護保険料が大切な財源になっています。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源構成（利用者負担分は除く）



保険料を滞納すると…

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割、2割、または3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請することで、後から保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときの利用者負担の割合が3割※になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。
※利用者負担の割合が3割の人は4割に引き上げられます。

！ 介護サービスを利用しない場合でも、滞納が続くと差し押さえなどの滞納処分の対象になります。

保険料の納付が困難な場合は、早めにご相談ください。減免や徴収猶予などができる場合があります。

- 所得段階が第2・3段階の人で、著しく生活が困窮している場合。
- 災害で著しい損害を受けた場合や、生計中心者の収入が、長期入院や事業廃止などの理由で著しく減少した場合。
- 破産手続きの開始が決定され、債務の免責が決定された場合。
- 個人の再生計画の認可が決定され、現に再生計画中の場合。
- 海外住居や刑事施設・労役場へ入所した場合。

40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

保険料の決め方と納め方

国民健康保険に加入している人は

決め方

保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。



介護
保険料

=

所得割

第2号被保険者の所得に応じて計算

+

均等割

世帯の第2号被保険者数に応じて計算

+

平等割

第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらかと計算

※介護保険料と国民健康保険料の賦課限度額は別々に決められます。
※保険料と同額の国庫からの負担があります。

納め方

介護保険分と医療保険分、後期高齢者医療支援分の保険料を合わせて国民健康保険料として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



介護
保険料

=

給与および賞与

×

介護保険料率

※原則として事業主が半分負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、松山市で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決められます。

第1号被保険者の基準額はどのように決められます

$$\begin{array}{c} \text{松山市に必要な} \\ \text{介護サービスの総費用} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{65歳以上の人の} \\ \text{負担分23\%} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{松山市に住む} \\ \text{65歳以上の人の人数} \end{array} = \begin{array}{c} \text{松山市の保険料の基準額} \\ \text{79,800円(年額)} \end{array}$$

この「基準額」をもとに、所得等に応じた負担になるように、13段階の保険料に分けられます。

令和6年度の介護保険料

対 象 者				年間保険料額	所得段階
●老齢福祉年金受給者であって、かつ世帯全員が市町村民税非課税の人 ●生活保護を受けている人				22,740円 基準額×0.285	第1段階
本人が 市町村民税 非課税	世帯全員が 市町村民税 非課税	前年中の 課税年金収入額 と合計所得金額 の合計	80万円以下		
			80万円を超え 120万円以下	35,910円 基準額×0.45	第2段階
			120万円を超える	54,260円 基準額×0.68	第3段階
	同じ世帯に市町 村民税が課税の 人がある		80万円以下	71,820円 基準額×0.90	第4段階
			80万円を超える	79,800円 基準額	第5段階
本人が 市町村民税 課税		前年中の 合計所得金額	120万円未満	95,760円 基準額×1.20	第6段階
			120万円以上 210万円未満	103,740円 基準額×1.30	第7段階
			210万円以上 320万円未満	119,700円 基準額×1.50	第8段階
			320万円以上 420万円未満	135,660円 基準額×1.70	第9段階
			420万円以上 620万円未満	151,620円 基準額×1.90	第10段階
			620万円以上 820万円未満	167,580円 基準額×2.10	第11段階
			820万円以上 1,020万円未満	183,540円 基準額×2.30	第12段階
			1,020万円以上	199,500円 基準額×2.50	第13段階

※所得段階は市区町村によって異なります。

※老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※課税年金収入 市町村民税の課税の対象となる年金の収入のことで、遺族年金及び障害年金は含まれません。

※合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金の年額によって「特別徴収」と「普通徴収」の2種類に分けられます。原則は特別徴収で、個人で納め方は選べません。

特別徴収

年金が 年額18万円以上 の人 → 年金から天引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料が天引きされます。特別徴収の対象になるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、年度の途中で保険料額が変わる場合があります。

※8月については所得の状況等で額が変わることがあります。

	仮 徴 収			本 徴 収		
年金 支給月	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

 年金が年額18万円以上でも次の場合は、一時的に納付書又は口座振替（※下記普通徴収欄参照）での納付になります。特別徴収へは自動的に切り替わります。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

……など

普通徴収

年金が 年額18万円未満 の人 → 納付書・口座振替

松山市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

※保険料納付は
口座振替が
便利です

- 保険料の納付書
 - 預（貯）金通帳
 - 通帳届出印
- これらを持って松山市指定の金融機関で手続きしてください。または、介護保険課や支所の窓口を設置された口座振替の申込書を介護保険課にご提出ください。
- ※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などで自動引き落としされなかった場合は、納付書などで納めることになります。



サービスを利用するまでの流れ

どんなサービスを利用したいのか、決まっている人もそうでない人も、まずは地域包括支援センターや松山市の窓口で相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

1 相談します

地域包括支援センターや松山市の窓口で、介護サービスや介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業など、どんなサービスを利用するか相談します。

介護サービスや介護予防サービスを利用したい人

2 申請します

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、松山市の窓口にて要介護認定の申請をしてください。申請は、本人または家族などのほか、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険証
- 健康保険証
(第2号被保険者の場合)

※マイナンバーに関する確認書類が必要な場合があります。

申請書には、主治医の氏名、医療機関名、健康保険証の情報などを記入します。主治医がいない場合は窓口にご相談ください。

一般介護予防事業のみ利用したい人

一般介護予防事業は、65歳以上の人ができる介護予防を目的とした事業です。

34ページへ

3 認定調査が行われます

●認定調査

松山市の職員などが自宅などを訪問し、心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査などをします。(全国共通の調査票が使われます)



●主治医意見書

本人の主治医が介護を必要とする原因疾患や心身の状況などについて記入します。



主な調査項目

基本調査

- | | |
|-----------|---------------|
| ●麻痺等の有無 | ●排尿 |
| ●拘縮の有無 | ●排便 |
| ●寝返り | ●清潔 |
| ●起き上がり | ●衣服着脱 |
| ●座位保持 | ●外出頻度 |
| ●両足での立位保持 | ●意思の伝達 |
| ●歩行 | ●記憶・理解 |
| ●立ち上がり | ●大声を出す |
| ●片足での立位 | ●ひどい物忘れ |
| ●洗身 | ●薬の内服 |
| ●視力 | ●金銭の管理 |
| ●聴力 | ●日常の意思決定 |
| ●移乗 | ●過去14日間に受けた医療 |
| ●移動 | ●日常生活自立度 |
| ●えん下 | |
| ●食事摂取 | など |

概況調査

特記事項

居宅介護支援事業者

市区町村の指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口になり、サービス事業者と連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

地域包括支援センター

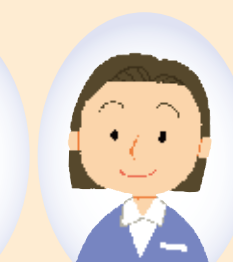
高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える総合機関として、地域包括支援センターが設置されています。



保健師
(または
経験豊富な看護師)



社会福祉士
(または福祉事務所業務
経験5年以上等)



主任
介護支援専門員
(主任ケアマネジャー)

※詳しくはP47へ

認定調査を受けるときのポイントは？

- 体調のよいとき（通常時）に調査を受ける
いつもと違う体調のときでは、正しい調査ができないことがあります。
- 困っていることはメモしておく
緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておくで安心です。
- 家族などに同席してもらう
家族などいつもの介護者に同席してもらえば、より正確な調査ができます。
- 日常の補装具があれば伝える
つえなど日常的に使っている補装具がある場合は、使用状態を伝えましょう。

要介護状態が審査、認定されます

4 審査・判定されます

一次判定（コンピュータ判定）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます。

一次判定(コンピュータ判定)

公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。

特記事項

調査票には盛り込まない事項などが記入されます。

主治医意見書

かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書です。

二次判定(介護認定審査会)

松山市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



5 認定結果が通知されます

介護認定審査会の審査結果にもとづいて、以下の区分に分けて認定されます。

- 要介護1～5→介護保険の介護サービスが受けられます
- 要支援1・2→介護保険の介護予防サービスなどが受けられます
- 非該当→松山市が独自で行う一般介護予防事業が利用できます

結果が記載された「認定結果通知書」と「保険証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

更新手続き

要介護・要支援認定は、有効期間があります。引き続き、介護サービスなどの利用を希望する場合は、更新手続きが必要です。更新の申請は、有効期間満了日の60日前から行うことができます。事業対象者の登録を行う場合、更新申請は不要です。ケアマネジャーにご相談ください。

高齢者の所得税法、地方税法上の控除

要支援・要介護の認定を受けている65歳以上の方は、税金の控除を受けることができますので、介護保険課までお問い合わせください。

要介護状態区分

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護保険の対象者で、介護保険サービスによって生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援 1

要支援 2

介護保険の対象者で、要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業によって生活機能が改善する可能性の高い人などです。

事業対象者

要支援1・2の人で、認定の更新手続きをせずに、基本チェックリストの基準に該当した人です。要介護状態が軽く、介護予防・生活支援サービス事業によって生活機能が改善する可能性が高い人などです。

非該当

介護サービス
(介護給付)
を利用できます

14ページへ



介護予防サービス
(予防給付)
を利用できます

20ページへ



介護予防・
生活支援サービス事業
(介護予防・日常生活支援総合事業)
を利用できます

32ページへ



一般介護予防事業
を利用できます

34ページへ

介護サービスの利用のしかた

在宅でサービスを利用したい

1 ケアプラン作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業者が決まったら松山市に「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。



2 ケアプランの作成

居宅介護支援事業者

①利用者の現状を把握

ケアマネジャーが利用者と面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。

②サービス事業者との話し合い

利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーを中心に話し合います。

③ケアプランの作成

作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。

3 サービス事業者と契約

訪問介護や通所介護などを行うサービス事業者と契約します。

4 在宅サービスを利用

16ページへ



施設に入所したい

1 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。



2 ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーが利用者に合ったケアプランを作成します。



3 施設サービスを利用

19ページへ



地域密着型サービスは

26ページへ

福祉用具の利用は

28ページへ

住宅改修の利用は

29ページへ

「要介護1～5」と認定された人は、介護サービスを利用します。居宅介護支援事業者などに依頼して、利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



介護サービスを利用するときは費用の一部を負担します

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担の割合は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

おもな在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

●2割負担になる人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

●3割負担になる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

■利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）し、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	個人 15,000円
●老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者	個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。→詳しくは25ページをご覧ください。

サービス利用の相談は無料です

居宅介護支援

ケアマネジャーが、利用者に合った「ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。

ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。



介護サービス(在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

●「利用者負担のめやす」は、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの内容や地域による加算などがあります。

●共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスが利用できます。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変更されました。ただし、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所リハビリテーションについては、令和6年6月から変更されました。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



●主なサービス内容

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭
- 通院・外出の付き添い など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	244円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	179円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます。

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,266円
----	--------

訪問リハビリテーション

医師の指示で理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。



●利用者負担のめやす

1回※	308円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合 (月2回まで)	515円
歯科医師が行う場合 (月2回まで)	517円

訪問看護

疾患などを抱えている人について、医師の指示で看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	471円
病院または診療所から (30分未満の場合)	399円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算があります。

施設に通って利用するサービス

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉
(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※送迎を含みます。
※食費、日常生活費は別途必要です。
※個別の機能訓練や入浴を行った場合の加算があります。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉
(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	762円
要介護2	903円
要介護3	1,046円
要介護4	1,215円
要介護5	1,379円

※送迎を含みます。
※食費、日常生活費は別途必要です。
※個別の機能訓練や入浴を行った場合の加算があります。

有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

●利用者負担のめやす(1日)

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途必要です。



短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

介護サービス(施設サービス)

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。

●要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

リハビリを受けたい

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。
※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

生活の場で長期療養したい

介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

施設サービスを利用した場合の利用者負担

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割、または3割・居住費等・食費・日常生活費を利用者が負担します。居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。**令和6年8月から 居住費等の金額が変わります。【 】内が8月からの金額です。**

●基準費用額(1日あたり)

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、() 内の金額になります。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
2,006円 【2,066円】	1,668円 【1,728円】	1,668円 (1,171円) 【1,728円 (1,231円)】	377円 (855円) 【437円 (915円)】	1,445円

ただし、低所得の人の施設利用が困難にならないように、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます(特定入所者介護サービス費等)。

●負担限度額(1日あたり)

令和6年8月から 居住費等の金額が変わります。【 】内が8月からの金額です。

利用者負担段階		預貯金等 ※夫婦は()内	居住費等				食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	1,000万円 (2,000万円) 以下	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (320円) 【550円 (380円)】	0円	300円	300円
第2 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	650万円 (1,650万円) 以下	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (420円) 【550円 (480円)】	370円 【430円】	390円	600円
第3 段階 ①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	550万円 (1,550万円) 以下	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円 (880円)】	370円 【430円】	650円	1,000円
第3 段階 ②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	500万円 (1,500万円) 以下	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円 (880円)】	370円 【430円】	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、() 内の金額になります。

- 住民税非課税世帯でも別世帯の配偶者や内縁関係の者が住民税課税の場合は対象になりません。
- 第2号被保険者の預貯金等については、全ての段階において1,000万円(夫婦は2,000万円)以下となります。

介護予防サービスの利用のしかた

1 介護予防ケアプラン作成を依頼

地域包括支援センター等(住んでいる地区を担当する地域包括支援センターや、市から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所)に連絡します。
※地域包括支援センターについては46ページへ。

2 地域包括支援センターの職員等との話し合い

本人や家族と話し合い、本人の心身の状況や生活歴などから、課題を分析します。

3 介護予防ケアプランの作成

目標を決めて達成するための支援メニューを利用者や家族とサービス担当者で検討し、それにもとづいて介護予防ケアプランを作成します。

4 サービスを利用

介護予防ケアプランにもとづいて介護予防サービスを利用します。 **22ページへ**

松山市が行う介護予防・生活支援サービス事業も利用できます。 **32ページへ**

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

評価・見直し

地域包括支援センター等は、一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します。

介護予防・生活支援サービス事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) が利用できます

介護予防訪問介護(ホームヘルプ)と介護予防通所介護(デイサービス)は、**訪問型サービス、通所型サービス**として介護予防・日常生活支援総合事業の**介護予防・生活支援サービス事業**で提供しています。

訪問型サービスと通所型サービスでは、従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当するサービスのほかに、民間企業などによる柔軟で幅広いサービスを提供します。

一人ひとりの生活に寄り添うサービスを提供することで、利用者みなさんを支援します。利用手順やサービスの内容については、32ページをご覧ください。



地域密着型介護予防サービスは **26ページへ**

介護予防福祉用具の利用は **28ページへ**

介護予防住宅改修の利用は **29ページへ**

「要支援1・2」と認定された人には、地域包括支援センター等が中心になって介護予防ケアプランを作成するなど、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。



介護予防サービスを利用するときは費用の一部を負担します

おもな介護予防サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額(支給限度額)が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担の割合は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

おもな介護予防サービスの支給限度額(1か月)

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

●2割負担になる人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

●3割負担になる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算)し、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護予防サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分	上限額(月額)
●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般(住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合)	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。→詳しくは25ページをご覧ください。

サービス利用の相談は無料です

介護予防支援

地域包括支援センター等で、利用者に合った「介護予防ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。



介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや、施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 「利用者負担のめやす」は、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの内容や地域による加算などがあります。
- 共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスが利用できます。



従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、**訪問型サービス、通所型サービス**として松山市が行う**介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業**で提供しています。訪問型サービス、通所型サービスについては、33ページをご覧ください。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。ただし、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーションについては、令和6年6月から変わりました。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や感染症などで浴室の利用が難しい場合、介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	856円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示により理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションをします。



●利用者負担のめやす

1回※	298円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合 (月2回まで)	515円
歯科医師が行う場合 (月2回まで)	517円

介護予防訪問看護

医師の指示で看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	451円
病院または診療所から (30分未満の場合)	382円

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす(1か月)

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

※送迎、入浴を含みます。
※食費、日常生活費は別途必要です。

要支援1・2の人〈介護予防サービス〉

有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

要支援1	183円
要支援2	313円

※費用は施設の種類やサービスによって異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途必要です。

短期間施設に入所して利用するサービス ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円

※食費、日常生活費、滞在費は別途必要です。



介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円

※食費、日常生活費、滞在費は別途必要です。



介護保険と医療保険の負担が高額になった場合は

介護保険と医療保険の両方の負担額が高額になった場合は、合算することができます(高額医療・高額介護合算制度)。

介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の負担額を合算して下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が後から支給されます。



◆高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額<年額/8月～翌年7月>

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満 の人がいる 世帯	所得区分	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療制度 で医療を受ける人 がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護(介護予防)サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上表の算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

●医療保険が異なる場合は合算できません。同じ世帯でも、それぞれ異なる医療保険に加入している家族については、合算できません。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

サービスに苦情や不満があるときは？

介護(介護予防)サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス事業者と相談しづらいときは、下記のような相談先もあります。

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくことで安心です。

「松山市の指導(監査)担当窓口」に相談

相談や苦情の内容をもとに、松山市で事業者を調査して指導します。

「地域包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。

「国保連」に相談

松山市での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、愛媛県に設置されている国保連(国民健康保険団体連合会)に申し立てることができます。



住み慣れた地域で生活をするために

住み慣れた地域での生活をするために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

- 「利用者負担のめやす」は、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの内容や地域による加算などがあります。
- 市区町村によっては実施していないサービスがあります。
- 【 】内は地域密着型介護予防サービスの名称です。
- 共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスが利用できます。



令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。



●利用者負担のめやす(1か月)

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途必要です。

小規模有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

要介護1	546円
要介護2	614円
要介護3	685円
要介護4	750円
要介護5	820円

※要支援1・2の人は利用できません。
※食費、日常生活費、居住費は別途必要です。

小規模な介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

●利用者負担のめやす(1日)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	600円	600円	682円
要介護2	671円	671円	753円
要介護3	745円	745円	828円
要介護4	817円	817円	901円
要介護5	887円	887円	971円

※要支援1・2の人は利用できません。
※食費、日常生活費、居住費は別途必要です。

認知症の人を対象としたサービス

認知症対応型通所介護 【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

●利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合) (単独型の場合)

要支援1	861円
要支援2	961円
要介護1	994円
要介護2	1,102円
要介護3	1,210円
要介護4	1,319円
要介護5	1,427円

※食費、日常生活費は別途必要です。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の人が、共同生活をする住宅でスタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

●利用者負担のめやす(1日)(ユニット数1の場合)

要支援2	761円
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

※要支援1の人は利用できません。
※食費、日常生活費、居住費は別途必要です。

夜間の訪問介護

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

●利用者負担のめやす

(オペレーションセンターを設置している場合)

基本夜間対応型訪問介護	989円/月
定期巡回サービス	372円/回
随時訪問サービス	567円/回

※要支援1・2の人は利用できません。

24時間対応の訪問介護と訪問看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。

●利用者負担のめやす(1か月)

◆訪問看護サービスを行う場合(一体型の場合)

要介護1	7,946円
要介護2	12,413円
要介護3	18,948円
要介護4	23,358円
要介護5	28,298円

※要支援1・2の人は利用できません。

複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

●利用者負担のめやす(1か月)

要介護1	12,447円
要介護2	17,415円
要介護3	24,481円
要介護4	27,766円
要介護5	31,408円

※要支援1・2の人は利用できません。
※食費、日常生活費、宿泊費は別途必要です。

小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

●利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円

※要支援1・2の人は利用できません。
※食費、日常生活費は別途必要です。

生活する環境を整えるサービス

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。



- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ① 車いす | ⑧ スロープ（工事をともなわないもの） |
| ② 車いす付属品（電動補助装置など） | ⑨ 歩行器 |
| ③ 特殊寝台 | ⑩ 歩行補助つえ ^{はいかい} |
| ④ 特殊寝台付属品（サイドレールなど） | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ⑤ 床ずれ防止用具 | ⑫ 移動用リフト（つり具を除く） |
| ⑥ 体位変換器 | ⑬ 自動排泄処理装置 |

①～⑥、⑪⑫の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
⑬の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません（尿のみを吸引するものは除く）。

令和6年4月から 次の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。
⑧のうち固定用スロープ ⑨のうち歩行器（歩行車を除く） ⑩のうち単点杖（松葉づえを除く）と多点杖
利用方法は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの説明や提案を受けて、よく検討して決めましょう。

●利用者負担について

レンタル費用の1割、2割、または3割です。支給限度額（15、21ページ参照）が適用されます。用具の種類や事業者により金額は変わります。また、全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

福祉用具を購入する

事前の申請が必要です

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。



●利用者負担について

いったん利用者が購入費全額を負担します。あとで領収書などを添えて松山市に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に、購入費のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を除いた金額が支給されます。なお、希望により、利用者負担の割合分をお支払いいただき、保険給付分を事業者にお支払いする「受領委任払い」という制度を活用できます。

ご注意ください！
都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されません。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。
※購入前に松山市へ事前確認をする必要があります。

- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具の部分

令和6年4月から
次の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。
●固定用スロープ
●歩行器（歩行車を除く）
●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

小規模な住宅改修

事前の申請が必要です！
まずは、ケアマネジャーに相談しましょう！

住宅改修費支給

【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給されます。

- ① 手すりの取り付け
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え



- ⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え

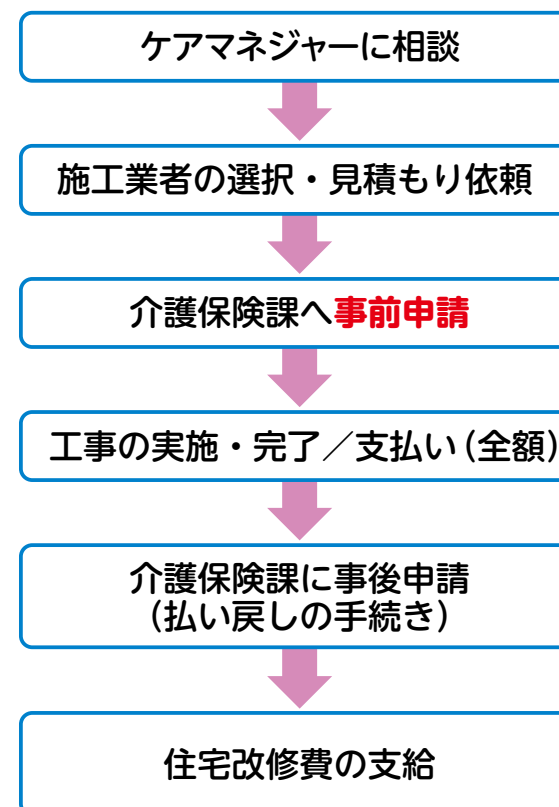
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更

●利用者負担について

※いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで松山市に申請すると、20万円を上限に改修費のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を除いた金額が支給されます。なお、希望により、利用者負担の割合分をお支払いいただき、保険給付分を施工業者にお支払いする「受領委任払い」という制度を活用できます。

※引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。

手続きの流れ



事前申請に必要な書類

- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーに作成を依頼します。
- 住宅の所有者の確認書・承諾書
- 工事見積書（工事費内訳書）
介護保険の対象になる工事の種類や費用が適切に区分してあるもの。
- 改修前・後の図面（平面図）
- 改修前の写真（日付け入り）
改修箇所の写真を添付。
- カタログ など

事後申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書（原本）
受付後、原本は返却されます。
- 改修後の写真（日付け入り）
改修の状況が確認できる写真を添付。
- 事前申請時の書類 など

住み慣れた地域で暮らしていけるように

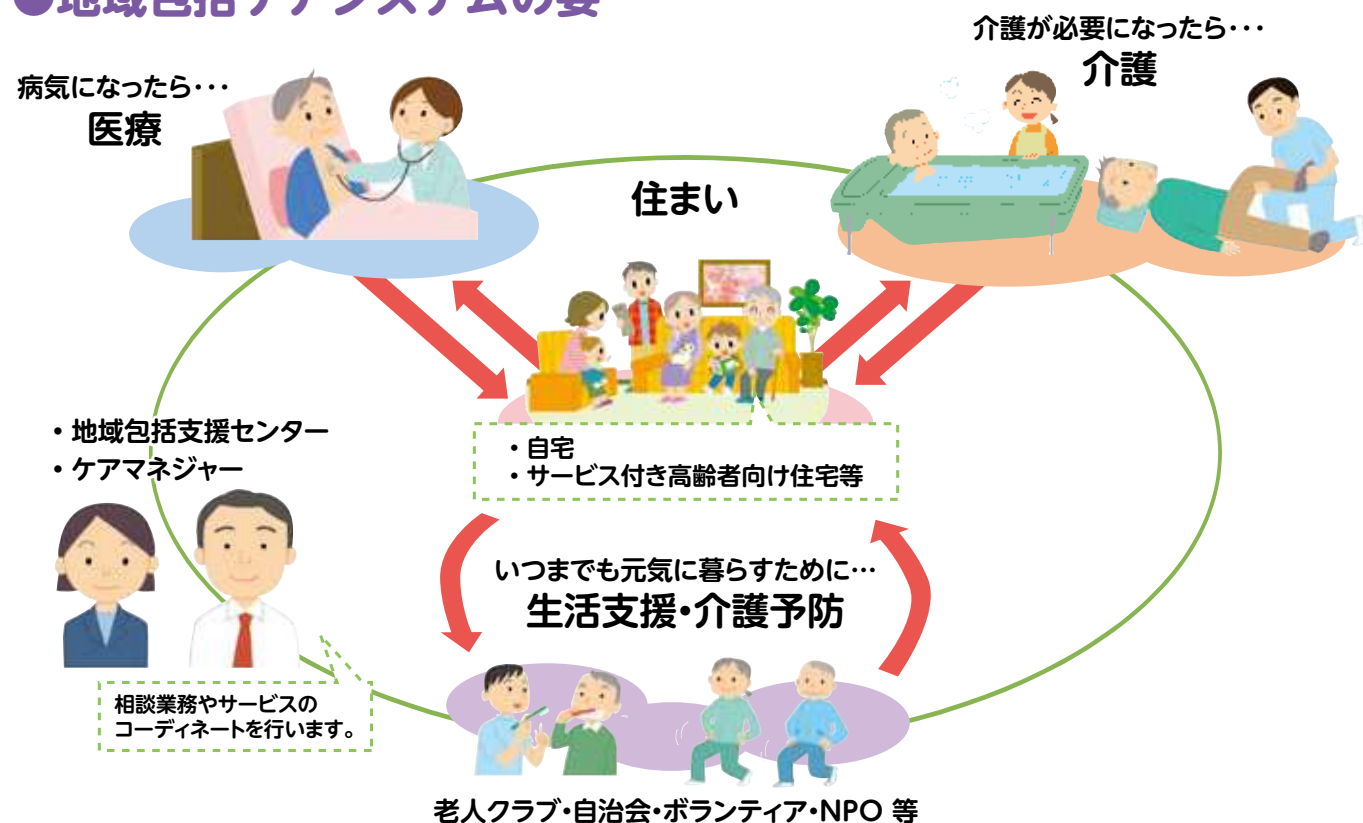
松山市では、高齢になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、「介護予防・日常生活支援総合事業」や、認知症高齢者の支援等、様々な事業に取り組んでいます。

●地域包括ケアシステムについて

- 団塊の世代が75歳以上になる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかでも人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



●地域包括ケアシステムの姿



在宅医療・介護連携推進事業

今後増加が見込まれる、医療と介護の両方が必要な高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅医療と介護の連携を推進するため、以下の事業に取り組みます。

- (1) 医療や介護等に係る地域資源情報の集約と医療・介護連携課題を抽出するための事業
- (2) 在宅医療・介護情報共有を支援するための事業
- (3) 在宅医療・介護に関する相談支援と連携体制整備のための事業
- (4) 市民への地域包括ケアの普及啓発を図るための事業
- (5) その他、医療・介護連携を強化するための事業

松山市長寿福祉課 ☎948-6784 FAX 934-1832

●在宅療養を支える「医療」

■「かかりつけ医」を持ちましょう

「かかりつけ医」とは、患者の身近にいて、日ごろから健康相談を行ったり、病気になったときには最初の診断・治療を行う医師のことです。また、必要があれば、適切な専門医に必要な情報を添えて紹介も行ってくれます。

診療所 日々の健康管理や療養管理に加え、必要に応じて高度な医療を提供する病院を紹介します。また、通院が困難な人に対して自宅を訪問して診療する往診や訪問診療を行っている診療所もあります。

病院 規模の大きな病院では、急性期の治療から在宅療養生活の橋渡しの役割を担っており、かかりつけ医と連携し、病状が急変したり検査が必要になった際に入院を受け入れることで在宅医療をバックアップします。

歯科診療所 歯の治療や口腔ケアを行う歯科診療所の中に、通院が困難な人に対して、歯科医師が訪問して治療や口腔ケアを行う訪問歯科診療を実施している診療所があります。かかりつけ医と同様に「**かかりつけ歯科医**」を持ち、相談しましょう。

薬局 医師の処方により、必要な薬を調剤する薬局の中に、外出が困難な人に対して、薬剤師が自宅に訪問し、薬に関する説明や相談、服薬管理などを行う訪問薬剤管理指導を実施している薬局があります。普段、薬を受け取っている「**かかりつけ薬局**」に相談しましょう。

●在宅医療や在宅介護の相談窓口

松山市介護保険課や地域包括支援センターでは、介護保険や介護サービスについての相談を受け付けています。このほかにも、医療関係団体が設置する相談窓口もあります。

◆医療関係団体の設置する相談窓口

松山市医師会 (在宅医療についての相談)		
松山市在宅医療支援センター	松山市柳井町2丁目85	☎ 915-7780 FAX 915-7773
松山市歯科医師会 (在宅での歯科医療についての相談)		
総合歯科医療連携室	松山市柳井町2丁目6-2	☎ 932-5407 FAX 947-8654
愛媛県薬剤師会 (在宅医療についての相談)		
在宅薬局支援センター	松山市三番町7丁目6-9	☎ 941-4165 FAX 932-2143

「連携室」や「相談室」といった名称の窓口がある病院等でも、在宅医療や在宅介護の相談を受けています。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は松山市が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

1 要介護認定で要支援1・2と認定された人

2 介護予防・生活支援サービス事業の対象者になります

介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

地域包括支援センター等の職員が本人や家族と話し合い、課題を分析し、目標や利用するサービスを盛り込んだケアプランを作成します。

33ページへ

1 事業対象者※

※要支援1・2の人で訪問サービス・通所サービスのみ利用を希望される場合、認定の更新手続きをせずに、地域包括支援センター等が実施する基本チェックリストを受け基準に該当した人。

1 要介護認定で非該当と認定された人・要介護認定を受けていない人

2 一般介護予防事業の対象者になります

一般介護予防事業のサービスを利用できます。



34ページへ

1 一般介護予防事業のみを利用したい人

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2と認定された人および事業対象者が利用できる訪問サービスと通所サービスです

「利用者負担のめやす」は、サービスにかかる一般的な負担額（1割）を掲載しています。また、一定以上所得者は利用者負担の割合が2割または3割になります。このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。

支給限度額（1か月）

事業対象者 50,320円

介護予防型訪問サービス

ホームヘルパーによる排せつ・入浴介助等の身体介護、掃除・洗濯・調理等の生活援助を提供

対象者	利用頻度	利用回数	利用者負担のめやす
事業対象者 要支援1 要支援2	週1回程度	月に4回以上	1,176円/月
	週2回程度	月に8回以上	2,349円/月
	週3回以上	月に12回以上	3,727円/月
	——	——	287円/回



生活支援型訪問サービス

ホームヘルパーなどによる掃除・洗濯・調理等の生活援助を提供

対象者	利用頻度	利用者負担のめやす
事業対象者 要支援1 要支援2	週2回まで	190円/回



介護予防型通所サービス

デイサービスセンターで、食事・入浴介助、機能訓練、レクリエーション（趣味活動・体操等）などを提供

対象者	利用回数	利用者負担のめやす
事業対象者 要支援1	月に3回まで	436円/回
	月に4回以上	1,798円/月
事業対象者 要支援2	月に7回まで	447円/回
	月に8回以上	3,621円/月



生活支援型通所サービス

デイサービスセンターでレクリエーション（趣味活動・体操等）などを提供

対象者	利用頻度	サービス提供時間	利用者負担のめやす
事業対象者 要支援1	週1回まで	4時間を 超える場合	340円/回
要支援2	週2回まで		
事業対象者 要支援1	週1回まで	2時間以上 4時間以下	260円/回
要支援2	週2回まで		



一般介護予防事業

松山市が行う一般介護予防事業は、地域で介護予防の活動が広がるよう、運動などの介護予防教室の開催や、住民主体の通いの場の活動を支援しています。

ふれあい・いきいきサロン活動支援事業

市内に住所を有する65歳以上の高齢者が心身機能の維持向上および介護予防を目的に、公民館や集会所等に月2回以上集い、介護予防メニューを行う自主的なサロン活動を支援するための事業です。

継続的な介護予防活動ができるよう、相談支援や情報提供のほか、新規立ち上げなどをサロンコーディネーターが支援します。

また、活動にかかる経費や会場使用料などの支払いに対し支援を行います。

さらに、令和5年4月から、ふれあい・いきいきサロンの登録条件を緩和した、ふれあい・いきいき緩和型サロンの支援を開始しました。

松山市社会福祉協議会 地域支援課 ☎941-3828 FAX941-4408

高齢者向けの出前健康講座(高齢者健康づくり支援事業)

対象者 65歳以上の人（要支援・要介護認定者及び事業対象者を除く）10人以上のグループ

内容 運動・口腔・栄養など、介護予防・フレイル予防に役立つテーマで、保健師、栄養士、理学療法士、歯科衛生士などが地域へ出向き、30分程度の講演や運動の実習などを行います。

松山市保健所 健康づくり推進課 ☎911-1855 FAX925-0230



まつやまスマイルウォーキングマップ

ウォーキングを通して介護予防や健康づくりに取り組んでいただけるよう、まつやまスマイルウォーキングマップを配布しています。松山市地域保健推進協力が考案した、季節を感じるコースと35地区のおすすめコースを掲載しています。歩いた日数やコース数に応じて達成証をお渡しする取組（「+10分ウォーキング 100日達成証をもらおう!」「スマイルウォーキングマスターを目指そう!」）も実施しています。ぜひご活用ください。

設置場所

市役所本庁1階、松山市保健所、保健センター南部・北条・中島各分室等

松山市保健所 健康づくり推進課
☎911-1814 FAX925-0230



（通信料は自己負担になります）



まつやま週イチ体操 まつ イ チ たいそう

毎週 続けて いきいき 長寿

まつやま週イチ体操「まつイチ体操」は介護予防や健康寿命の延伸を目的に、松山市保健所の理学療法士が考案しました。

「毎週」「続けて」「いきいき」「長寿」を目指して、地域の人やお友達と一緒に「まつイチ体操」を始めてみませんか？

●「まつイチ体操」とは？

- 年を重ねていくことで硬くなる筋肉や痛みが出てくる関節、悪くなるバランスに焦点を当て、ストレッチ・筋力トレーニング・バランストレーニングを取り入れた約60分・30分の体操です。
- ゆっくり寝て行いますので、リラックスして全身をじっくりとストレッチすることができます。
- 年齢とともに弱くなる姿勢を保つための「抗重力筋」を鍛える筋力トレーニングやバランストレーニングが特徴です。
- おおむね週1回継続して行っていただくと効果的です。

（内容の一部）



●「まつイチ体操」のCDとパンフレット(虎の巻)について

- 「まつイチ体操」は、CDを聞きながら行う体操です。
- 動きが分からない時のために、CDの内容に沿った「まつイチ体操」パンフレット（虎の巻）・動画を作成しています。松山市ホームページから「まつイチ体操」で検索していただくとご覧いただけます。

●「まつイチ体操」をしてみませんか？

- 松山市保健所では、まつイチ体操のCDを使って定期的（週1回程度）に体操をするグループを支援しています。
- 3名以上のグループで、体操ができる場所があればすぐに始めることができます。

まつやま週イチ体操

まつ イ チ たいそう
毎週 続けて いきいき 長寿



松山市保健所 健康づくり推進課 ☎911-1814 FAX925-0230

（通信料は自己負担になります）

認知症高齢者の支援

認知症サポーター養成講座

認知症サポーター養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく支援する「認知症サポーター」を養成することを目的にしています。

認知症サポーター養成講座の受講を希望する「10名以上の企業・団体等」に、講師を派遣しますので、各地域包括支援センター（P46）または下記へお問い合わせください。

※市民対象の認知症サポーター養成講座を、年1回開催しています。

開催日時などは、長寿福祉課までお問い合わせください。

松山市長寿福祉課 ☎948-6784 FAX934-1832

まつやまオレンジぶっく（認知症ケアパス）

まつやまオレンジぶっく（認知症ケアパス）は、高齢者本人やその家族、市民のみなさんに認知症について知ってもらい、早期に相談・受診するために、認知症の度合い別の相談窓口や、利用できるサービスなどの基本的な情報を掲載したガイドブックです。まつやまオレンジぶっくは、長寿福祉課、各地域包括支援センター、各支所に設置していますのでご活用ください。



松山市長寿福祉課 ☎948-6784 FAX934-1832

松山市認知症高齢者SOSネットワーク「おまもりネット」

「松山市認知症高齢者SOSネットワーク事業」通称「おまもりネット」は、松山市と松山市社会福祉協議会が協働して実施しています。認知症高齢者やその家族の人が、地域で安心して生活できるよう、見守り支援体制をつくります。

内 容

認知症高齢者が徘徊により行方不明になった場合、早期に発見できるよう、協力者や協力事業所等に電子メールにて、捜索協力を依頼します。

利用登録

徘徊の恐れがある認知症高齢者の情報を事前に登録することができます。

●お守りキーホルダー

利用登録者には、「お守りキーホルダー」を無料で配付しています。キーホルダーには、登録番号が印字されており、その番号で身元が特定できるようになっています。

協力登録

登録には、「個人」としての登録と「事業所」としての登録の2つがあります。

基本的に、個人の方には、捜索協力、事業所には、捜索協力と見守り協力をさせていただきます。また、登録の際には、メールアドレスの登録が必要です。

（見守り協力事業所には、「シニアまもるくん」ステッカーを無料で配付しています。）

各登録については、各地域包括支援センター（P46）または下記へお問い合わせください。

松山市長寿福祉課 ☎948-6784 FAX934-1832

松山市社会福祉協議会 地域支援課 ☎941-3828 FAX941-4408

徘徊高齢者家族支援サービス事業

市内に住所を有するおおむね65歳以上の認知症状によって徘徊の見られる高齢者を、居宅で介護している家族に対するサービスです。高齢者に小型の電波発信機を携帯してもらい、行方が分からなくなった場合に、家族から連絡を受けた受信センターが位置を検索し、家族にお知らせします。（受信センターは位置を家族に伝えるだけで捜しに行くことはありません。）

利 用 料 市民税所得割課税世帯 1カ月：1,000円、市民税所得割非課税世帯 1カ月：500円

松山市長寿福祉課 ☎948-6784 FAX934-1832

成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が財産管理や身上監護についての契約などの法律行為を行うときに、その人の意思をできる限り尊重しながら、権利と財産を守り支援する制度です。本人・配偶者・四親等以内の親族、もしくは必要に応じて市長が家庭裁判所に成年後見制度の申立てを行い、本人の判断能力や必要性に応じて後見人等が選任され対応します。

また、将来判断能力が衰えたときに備えて、どのような援助を受けるかをあらかじめ決めておく「任意後見制度」もあります。成年後見制度に関する総合的な相談は下記へお問い合わせください。

松山市社会福祉協議会 権利擁護支援課 ☎913-9046 FAX941-4405

●市長申立てについて

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人のうち、身寄りのない人や身内の援助を期待できない人の人権を守るため、市長が家庭裁判所に対して、成年後見制度の審判を申し立てます。市長申立てに関する相談は下記へお問い合わせください。

市長申立ての相談窓口

認知症高齢者	長寿福祉課	☎948-6784 FAX 934-1832
知的障がい者	障がい福祉課	☎948-6719 FAX 932-7553
精神障がい者		

松山市権利擁護センター

●松山市権利擁護センター運営事業（成年後見制度利用促進法に基づく中核機関）

認知症高齢者や障がい者など、判断能力が不十分な人の権利を守るための相談窓口です。

内 容 成年後見制度利用など権利擁護に関する相談及び支援

●福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者や障がい者など判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう、生活支援員が訪問援助します。

内 容 福祉サービス利用の相談や援助、日常的な金銭管理等

利 用 料 1時間まで1,000円※ただし、生活保護を受けている人は無料です。

松山市社会福祉協議会 権利擁護支援課 ☎913-9046 FAX941-4405

生きがい・社会参加の促進

高齢者いきいきチャレンジ事業

事業概要

市などの対象イベントへの参加に加え、アプリを使って、歩いたり、脳トレしたりしながらポイントを貯めることで、無理なく、楽しく健康習慣を身につけることができ、貯めたポイントは、道後温泉別館 飛鳥乃湯泉で利用できるほか、電子マネー (PayPay) に交換できます。

松山市内在住で65歳以上のスマートフォンをお持ちの方であれば、どなたでも手軽に参加でき、無理なく、楽しく健康習慣を身につけることができます。

スマートフォンをお持ちでない方は紙のスタンプカードで参加できます。



対象者

松山市に住民票を置く65歳以上の方
※年度内に65歳になる方を含みます

参加方法

① 紙スタンプでの参加

対象イベントに参加し、紙のスタンプカードにスタンプを2つ貯めることで、道後温泉別館 飛鳥乃湯泉の入浴券と引き換えができます。

※紙のスタンプカードは対象イベント会場や長寿福祉課で配布しています。

② アプリでの参加

対象イベントの参加に加え、アプリを使って、歩いたり、脳トレしたりしながらポイントを貯め、貯めたポイントは、道後温泉別館 飛鳥乃湯泉で利用できるほか、電子マネー (PayPay) に交換できます。

※アプリとチャレンジカードの併用はできません

●事業詳細や対象イベントは松山市ホームページでご覧になれます(随時更新)。



このロゴマークが目印です



松山市高齢者いきいきチャレンジ

検索

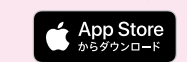
●アプリの申込方法

ステップ1 「脳にいいアプリ」をインストール

Androidの場合



iPhoneの場合



※アプリは無料ですが、通信料は自己負担になります。

ステップ2 「脳にいいアプリ」から松山市メニューに進み、「高齢者いきいきチャレンジ事業」に申し込む
※申込時に本人確認書類のアップロードが必要です。

ステップ3 アプリ内に「承認通知」が届いたら、申し込み完了です。

松山市長寿福祉課 ☎948-6408 FAX934-1832



日常生活の支援

高齢者等優待割引入浴事業

市内に住所を有する65歳以上の高齢者又は、障がい者が道後温泉椿の湯を含む市内の一般公衆浴場7カ所に入浴する場合に、その料金の一部を助成します。

助成回数 1人につき1年度(4月から翌年3月までの間) 50回まで

助成額 入浴1回につき220円(12歳未満は70円)

長寿福祉課、障がい福祉課、道後温泉椿の湯又は各支所までお越しください。ホームページからも申し込みできます。

松山市長寿福祉課 ☎948-6408 FAX934-1832



(通信料は自己負担になります)

敬老マッサージ補助事業

市内に住所を有する70歳以上の高齢者が保険適用外のあん摩、マッサージの施術を受ける場合に、その料金の一部を助成します。

助成回数 1人につき1年度(4月から翌年3月までの間) 6回まで

助成額 施術1回につき1,000円

利用者及び窓口に来た人の両者の本人確認書類(健康保険証など)をお持ちになって、長寿福祉課、福祉届出コーナー又は各支所までお越しください。ホームページからも申し込みできます。

松山市長寿福祉課 ☎948-6408 FAX934-1832



(通信料は自己負担になります)

その他の高齢者支援

緊急通報体制整備事業

市内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に緊急通報装置を設置し、緊急時に受信センターが迅速かつ適切な措置を講じ、平常時には相談を受けつけたり安否確認を行います。

松山市内に在住でそれぞれ別世帯の協力者が2名以上必要です。協力者には、緊急時に受信センターがお願いすることに、いつでも対応いただきます。

利用料 市民税所得割課税世帯 1カ月：1,000円
市民税所得割非課税世帯 1カ月： 500円

松山市長寿福祉課 ☎948-6408 FAX934-1832



日常生活用具給付等事業

日常生活に支援を必要とする低所得でひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯等に、日常生活用具の給付等を行っています。

対象者 市民税所得割非課税世帯の人

種類 自動消火器・電磁調理器・火災警報器（寝たきり高齢者のいる世帯）・福祉電話（ひとり暮らしの高齢者のみ）

松山市長寿福祉課 ☎948-6408 FAX934-1832



愛の一声訪問事業

77歳以上のひとり暮らしの方を対象に、原則として週2回乳酸菌飲料を訪問配布します。安否確認、不慮の事故防止、社会的孤立感の解消を図ります。

※ただし、緊急通報装置、福祉電話の各サービスを受けている方は対象外です。

利用料 無料

利用方法 担当民生委員に相談ください。

申込み 民生委員がとりまとめます。

松山市社会福祉協議会 地域支援課 ☎941-3828 FAX941-4408

その他事業

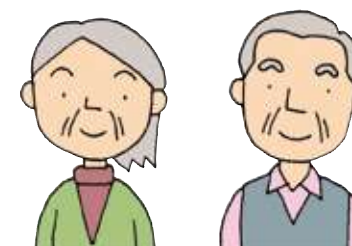
長寿祝品支給事業

長寿の節目を迎えられた高齢者に祝品を贈呈することにより、長年の労苦をいたわるとともに長寿を尊び、生きがいを持っていただく目的の事業です。

対象者 ・9月15日現在で、市内に引き続き1年以上住所を有する人
・当該年度内に88歳又は100歳の誕生日を迎える人

支給内容等 9月15日以降にお祝品をお届けします。申請は不要です。

松山市長寿福祉課 ☎948-6408 FAX934-1832



入所型老人福祉施設

●養護老人ホーム

市内に住所を有する65歳以上の人で、環境上の理由により在宅での生活が困難になった低所得者の人が自立した日常生活を営むために援助する施設です。入所費用は、本人分は年金等の収入に応じて決定されます。扶養義務者がいる場合は、課税状況により負担が生じます。

松山養護老人ホーム江南荘	恵原町甲880	☎963-1655
愛媛県盲老人ホーム権現荘	平田町187-1	☎978-2681

松山市長寿福祉課 ☎948-6408 FAX934-1832

保健事業

●健康相談

時間 9:00～17:00

場所 松山市保健所

内容 健康に関する相談を電話または来所（予約制）で行います（ただし、特定保健指導に関することは除きます）。

松山市保健所 健康づくり推進課 ☎911-1817 FAX 925-0230

●栄養相談

時間 9:00～12:00、13:00～16:00

場所 松山市保健所

内容 食べ物、栄養に関する相談に応じます。なお、栄養士不在の医療機関に通院している方や個別の症例に応じた相談を希望する場合は医師の指示書が必要です（要予約、日程はお問い合わせください。ただし、特定保健指導に関することは除きます）。

松山市保健所 健康づくり推進課 ☎911-1818 FAX 925-0230



その他の高齢者支援

地域福祉サービス事業

在宅の高齢者、障がい者、ひとり親世帯等で、何らかの原因によって日常生活に支障が生じている家庭を、地区社会福祉協議会を通じて協力会員（地域住民）が訪問し、簡易な生活援助等を行う地域住民の参加と協力による有料の住民参加型在宅福祉サービスです。

活動例：話し相手、ゴミ出し、庭の草引き、電球の交換など

※この事業は地域住民が“お互いさま”の心で、地域ぐるみで支え合う活動です。地域によっては、協力会員数やサービス内容等が異なり、必ずしもサービス提供ができるとは限りませんので、ご了承ください。

利用料 30分100円（協力会員1人につき）

松山市社会福祉協議会 地域支援課 ☎941-3828 FAX941-4408



聴覚障がい者の生活支援

市内に住所を有する聴覚に障がいのある人や、家族からの生活全般についての相談を、関係機関と連携しながら問題の解決に向けて支援します。

費用 無料

内容 健康、育児、介護保険の利用などさまざまな相談をお受けします。



●松山市意思疎通支援事業

市内に住所を有する聴覚等に障がいのある人に対して、意思疎通支援のための手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う事業です。

通訳者 松山市に登録している手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

費用 無料

派遣内容 医療、教育、介護保険などさまざまな場面で利用できます。

松山市障がい福祉課 ☎948-6353 FAX932-7553

松山市社会福祉協議会 聴覚総合支援課 ☎921-2143 FAX921-2142

公益社団法人松山市シルバー人材センター 福祉家事援助・高齢者生活支援サービス

高齢者の方の日常生活でお手伝いが必要なとき、シルバー人材センターの登録会員がお伺いして、日常生活のお手伝いをします。

●福祉家事援助サービス

内 容

- 1日常生活上の家事のお手伝い（掃除、洗濯、調理、買い物）
外出の付添い（買い物、通院）
病院での見守り（泊まり可）
- 2屋内作業（整理整頓、家具移動）
屋外作業（庭の掃除、除草、散水）
墓地清掃

利用料

- 11回（2時間程度）2,180円程度～
- 21回（半日程度）4,020円程度～

●高齢者生活支援サービス（中島地区では実施していません。）

内 容

65歳以上の高齢者のみの世帯の方に、屋内の日常生活の援助をします。

利用料

1回（2時間程度）2,100円程度～

公益社団法人松山市シルバー人材センター松山福祉事務所 ☎998-2888 FAX934-3980

（北条地区にお住まいの方は）北条福祉事務所 ☎993-2877 FAX993-2878

（中島地区にお住まいの方は）中島福祉事務所 ☎997-1515 FAX997-1176



松山市消費生活センター

●消費生活相談

高齢者などが消費者トラブルにあった際に、適切な支援や助言を行う相談窓口です。

時間 8:30～16:00 窓口または電話で相談に応じます。（☎948-6382）

●消費生活講座（出前講座）

消費生活講座は、悪質商法の被害防止等を目的にしています。

講座の受講を希望する「10名以上の団体」に、講師を派遣しますので、下記へお問い合わせください。



松山市市民生活課 消費生活センター ☎948-6381 FAX934-1768

町名別 松山市地域包括支援センター担当一覧表

表の見方

住所欄はあいうえお順になっていますので、お住まいの町名を探してください。
その右に記載されているのが、担当の地域包括支援センター名です。
各地域包括支援センターの連絡先などは46ページをご覧ください。

住 所	センター名
あ	
愛光町	味酒・清水
安居島	北条
会津町	三津浜
青波町	サブ五明・伊台・湯山
青葉台	三津浜
浅海原	北条
浅海本谷	北条
朝日ヶ丘1～2丁目	味酒・清水
旭町	東・拓南
朝美1～2丁目	味酒・清水
朝生田町	石井・浮穴・久谷
朝生田町1～7丁目	石井・浮穴・久谷
天山1丁目	石井・浮穴・久谷
〃	一部 小野・久米
天山2～3丁目	石井・浮穴・久谷
天山町	石井・浮穴・久谷
粟井河原	北条
安城寺町	潮見・久枝
い	
居相1～6丁目	石井・浮穴・久谷
生石町	雄郡・新玉
石手1～5丁目	湯築・桑原・道後
石手白石	湯築・桑原・道後
石風呂町	三津浜
泉町	雄郡・新玉
磯河内	北条
市坪北1～2丁目	垣生・余土
市坪西町	垣生・余土
市坪南1～3丁目	垣生・余土
一番町1～4丁目	東・拓南
和泉北1～4丁目	石井・浮穴・久谷
和泉南1～6丁目	石井・浮穴・久谷
井門町	サブ浮穴・久谷
猪木	北条
今在家町	石井・浮穴・久谷
今在家1～4丁目	石井・浮穴・久谷
祝谷町1丁目	湯築・桑原・道後
祝谷2～6丁目	湯築・桑原・道後
祝谷西町	湯築・桑原・道後
祝谷東町	湯築・桑原・道後
岩崎町1～2丁目	湯築・桑原・道後
院内	北条
う	
上野町	サブ浮穴・久谷
牛谷	北条
内浜町	三津浜
内宮町	和気・堀江
馬木町	和気・堀江
梅木町	サブ五明・伊台・湯山
梅田町	三津浜
宇和間	中島

住 所	センター名
え	
永代町	雄郡・新玉
枝松1～6丁目	東・拓南
恵原町	サブ浮穴・久谷
お	
大井野町	サブ五明・伊台・湯山
大浦	北条
大街道1～3丁目	東・拓南
大可賀1～3丁目	生石・味生
大河内	北条
大手町1～2丁目	雄郡・新玉
大西谷	北条
大橋町	サブ浮穴・久谷
小川	北条
尾儀原	北条
小栗町	雄郡・新玉
小栗1～7丁目	雄郡・新玉
越智1～3丁目	石井・浮穴・久谷
小野町	小野・久米
小浜	中島
小山田	北条
恩地町	サブ五明・伊台・湯山
か	
海岸通	生石・味生
春日町	雄郡・新玉
上総町	サブ五明・伊台・湯山
片山	北条
歩行町1～2丁目	東・拓南
勝岡町	和気・堀江
勝山町1～2丁目	東・拓南
門田町	三津浜
鹿峰	北条
上伊台町	サブ五明・伊台・湯山
上市1～2丁目	湯築・桑原・道後
上川原町	サブ浮穴・久谷
上高野町	サブ五明・伊台・湯山
上難波	北条
上怒和	中島
鴨川11～3丁目	潮見・久枝
鴨之池	北条
萱町1丁目	雄郡・新玉
萱町2丁目	味酒・清水
〃	一部 雄郡・新玉
萱町3丁目	味酒・清水
萱町4丁目	味酒・清水
萱町5丁目	味酒・清水
萱町6丁目	味酒・清水
河中町	サブ五明・伊台・湯山
川の郷町	サブ五明・伊台・湯山
河原町	東・拓南
神田町	三津浜
き	

住 所	センター名
祇園町	東・拓南
儀式	北条
来住町	小野・久米
北井門1～5丁目	石井・浮穴・久谷
北梅本町	小野・久米
北久米町	小野・久米
北斎院町	生石・味生
北立花町	東・拓南
北土居1～5丁目	石井・浮穴・久谷
北藤原町	雄郡・新玉
北持田町	東・拓南
北吉田町	生石・味生
衣山1～5丁目	味酒・清水
客	北条
木屋町1～4丁目	味酒・清水
清住1～2丁目	生石・味生
喜与町1～2丁目	東・拓南
<	
空港通1～2丁目	雄郡・新玉
空港通3～7丁目	生石・味生
九川	サブ五明・伊台・湯山
久谷町	サブ浮穴・久谷
久保	北条
久保田町	生石・味生
窪野町	サブ浮穴・久谷
熊田	中島
久万ノ台	潮見・久枝
久米窪田町	小野・久米
桑原1～7丁目	湯築・桑原・道後
こ	
神浦	中島
河野高山	北条
河野中須賀	北条
河野別府	北条
光洋台	北条
小川谷	北条
小坂1～5丁目	東・拓南
此花町	東・拓南
小村町	サブ浮穴・久谷
米野町	サブ五明・伊台・湯山
小屋町	サブ五明・伊台・湯山
権現町	和気・堀江
さ	
才之原	北条
桜ヶ丘	三津浜
桜谷町	湯築・桑原・道後
佐古	北条
猿川	北条
猿川原	北条
三町1～3丁目	湯築・桑原・道後
三番町1～5丁目	東・拓南
三番町6丁目	東・拓南

住 所	センター名
三番町6丁目 一部	雄郡・新玉
三番町7～8丁目	雄郡・新玉
し	
食場町	サブ五明・伊台・湯山
志津川町	潮見・久枝
東雲町	東・拓南
清水町1～4丁目	味酒・清水
下伊台町	サブ五明・伊台・湯山
下難波	北条
宿野町	サブ五明・伊台・湯山
庄	北条
正内寺1～4丁目	湯築・桑原・道後
常光寺町	湯築・桑原・道後
城山町	サブ五明・伊台・湯山
庄府	北条
常保免	北条
浄瑠璃町	サブ浮穴・久谷
昭和町	東・拓南
新石手	湯築・桑原・道後
神次郎町	サブ五明・伊台・湯山
新立町	東・拓南
新浜町	三津浜
す	
末広町	雄郡・新玉
末町	サブ五明・伊台・湯山
須賀町	三津浜
杉立町	サブ五明・伊台・湯山
菅沢町	サブ五明・伊台・湯山
苞木	北条
住吉1・2丁目	三津浜
せ	
善応寺	北条
た	
太山寺町	和気・堀江
高井町	小野・久米
高岡町	生石・味生
高木町	潮見・久枝
高砂町1～4丁目	味酒・清水
高田	北条
鷹子町	小野・久米
高野町	サブ五明・伊台・湯山
高浜町1～6丁目	三津浜
高山町	三津浜
滝本	北条
拓川町	東・拓南
竹原町	雄郡・新玉
竹原1～4丁目	雄郡・新玉
立花1～6丁目	東・拓南
辰巳町	三津浜
立岩米之野	北条
立岩中村	北条
谷町	潮見・久枝

住 所	センター名
玉谷町	サブ五明・伊台・湯山
樽味1～4丁目	湯築・桑原・道後
ち	
千舟町1～5丁目	東・拓南
千舟町6丁目	東・拓南
〃	一部 雄郡・新玉
千舟町7～8丁目	雄郡・新玉
中央1～2丁目	味酒・清水
つ	
束本1～2丁目	湯築・桑原・道後
築山町	東・拓南
辻町	味酒・清水
〃	一部 雄郡・新玉
常竹	北条
津吉町	サブ浮穴・久谷
津和地	中島
て	
出合	垣生・余土
鉄砲町	味酒・清水
と	
土居田町	雄郡・新玉
土居町	石井・浮穴・久谷
問屋町	潮見・久枝
〃	一部 味酒・清水
道後一万	東・拓南
〃	一部 湯築・桑原・道後
道後今市	東・拓南
〃	一部 湯築・桑原・道後
道後北代	湯築・桑原・道後
道後喜多町	湯築・桑原・道後
道後公園	湯築・桑原・道後
道後鷲谷町	湯築・桑原・道後
道後多幸町	湯築・桑原・道後
道後樋又	湯築・桑原・道後
道後姫塚	湯築・桑原・道後
道後町1～2丁目	湯築・桑原・道後
道後緑台	湯築・桑原・道後
道後湯月町	湯築・桑原・道後
道後湯之町	湯築・桑原・道後
土手内	北条
土橋町	雄郡・新玉
泊町	三津浜
富久町	生石・味生
な	
中一万町	東・拓南
永木町1～2丁目	東・拓南
長師	中島
中島栗井	中島
中島大浦	中島
中須賀1～3丁目	三津浜
中通	北条
中西内	北条
中西外	北条
中野町	サブ浮穴・久谷
中村1～5丁目	東・拓南
夏目	北条
に	
西石井1～6丁目	石井・浮穴・久谷

住 所	センター名
西一万町	東・拓南
錦町	東・拓南
西谷	北条
西長戸町	潮見・久枝
西野町	サブ浮穴・久谷
西垣生町	垣生・余土
二番町1～4丁目	東・拓南
饒	中島
の	
野忽那	中島
は	
梅津寺町	三津浜
萩原	北条
白水台1～6丁目	サブ五明・伊台・湯山
畑寺町	湯築・桑原・道後
畑寺1～4丁目	湯築・桑原・道後
畑里	中島
八反地	北条
花園町	東・拓南
祓川1～2丁目	三津浜
針田町	雄郡・新玉
春美町	三津浜
ひ	
東石井1～7丁目	石井・浮穴・久谷
東一万町	東・拓南
東大栗町	和気・堀江
東方町	サブ浮穴・久谷
東川町	サブ五明・伊台・湯山
東長戸1～4丁目	潮見・久枝
東野1～6丁目(溝辺団地以外)	湯築・桑原・道後
東野3丁目(溝辺団地)	サブ五明・伊台・湯山
東垣生町	垣生・余土
東山町	三津浜
日の出町	東・拓南
ひばりヶ丘	三津浜
姫原1～3丁目	味酒・清水
平井町	小野・久米
平田町	潮見・久枝
平林	北条
ふ	
福音寺町	小野・久米
福角町	和気・堀江
福見川町	サブ五明・伊台・湯山
藤野町	サブ五明・伊台・湯山
藤原町	雄郡・新玉
藤原1～2丁目	雄郡・新玉
二神	中島
府中	北条
船ヶ谷町	潮見・久枝
麓	北条
古川北1～4丁目	石井・浮穴・久谷
古川西1～3丁目	石井・浮穴・久谷
古川南1～3丁目	石井・浮穴・久谷
古三津1～6丁目	三津浜
文京町	味酒・清水
へ	
平和通1丁目	東・拓南
平和通2～6丁目	味酒・清水

住 所	センター名
別府町	生石・味生
ほ	
北条	北条
北条辻	北条
保免上1～2丁目	垣生・余土
保免中1～3丁目	垣生・余土
保免西1～4丁目	垣生・余土
星岡町	石井・浮穴・久谷
星岡1～5丁目	石井・浮穴・久谷
堀江町	和気・堀江
堀之内	東・拓南
本谷	北条
本町1丁目	雄郡・新玉
本町2～7丁目	味酒・清水
ま	
正岡神田	北条
松前町1丁目	雄郡・新玉
松前町2～5丁目	味酒・清水
真砂町	雄郡・新玉
松江町	三津浜
松末1～2丁目	湯築・桑原・道後
松ノ木1～2丁目	三津浜
丸之内	東・拓南
み	
味酒町1丁目	雄郡・新玉
味酒町2丁目	雄郡・新玉
〃	一部 味酒・清水
味酒町3丁目	味酒・清水
美沢1～2丁目	味酒・清水
三杉町	三津浜
溝辺町	サブ五明・伊台・湯山
御宝町	東・拓南
三津1～3丁目	三津浜
三津ふ頭	三津浜
みどりヶ丘	三津浜
緑町1丁目	東・拓南
〃	一部 味酒・清水
緑町2丁目	東・拓南
〃	一部 味酒・清水
水泥町	小野・久米
水口町	サブ五明・伊台・湯山
湊町1～5丁目	東・拓南
湊町6丁目	東・拓南
〃	一部 雄郡・新玉
湊町7～8丁目	雄郡・新玉
港山町	三津浜
南梅本町	小野・久米
南江戸町	雄郡・新玉
南江戸1～6丁目	雄郡・新玉
南久米町	小野・久米
南斎院町	生石・味生
南高井町	サブ浮穴・久谷
南土居町	小野・久米
南白水1～3丁目	サブ五明・伊台・湯山
南堀端町	東・拓南
南町1丁目	東・拓南
〃	一部 湯築・桑原・道後

住 所	センター名
南町2丁目	東・拓南
〃	一部 湯築・桑原・道後
南持田町	東・拓南
南吉田町	生石・味生
宮内	北条
宮田町	雄郡・新玉
宮西1～3丁目	味酒・清水
宮野	中島
御幸1～2丁目	味酒・清水
明神丘	三津浜
む	
睦月	中島
室町	雄郡・新玉
室町1～2丁目	雄郡・新玉
も	
持田町1丁目	湯築・桑原・道後
持田町2丁目	東・拓南
持田町3丁目	湯築・桑原・道後
〃	一部 東・拓南
持田町4丁目	東・拓南
元怒和	中島
元町	三津浜
紅葉町	東・拓南
〃	一部 湯築・桑原・道後
森松町	サブ浮穴・久谷
や	
安岡	北条
柳谷町	サブ五明・伊台・湯山
柳井町1～3丁目	東・拓南
柳原	北条
山越町	味酒・清水
山越1～6丁目	味酒・清水
山田町	湯築・桑原・道後
山西町	生石・味生
ゆ	
雄郡1～2丁目	雄郡・新玉
湯の山1～8丁目	サブ五明・伊台・湯山
湯の山東1～5丁目	サブ五明・伊台・湯山
湯山柳	サブ五明・伊台・湯山
由良町	三津浜
湯渡町	東・拓南
よ	
余戸中1～6丁目	垣生・余土
余戸西1～6丁目	垣生・余土
余戸東1～5丁目	垣生・余土
余戸南1～6丁目	垣生・余土
横谷	北条
吉木	中島
吉野町	三津浜
吉藤1～5丁目	潮見・久枝
ろ	
六軒家町	味酒・清水
わ	
若草町	東・拓南
〃	一部 味酒・清水
若葉町	三津浜
和気町1～2丁目	和気・堀江
和田	北条

地域包括支援センター

地域の高齢者の
介護予防・総合相談支援の
拠点です

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市町村が主体となり、松山市では13カ所のセンターと2カ所のサブセンターを設置しています。

地域包括支援センター ※お住まいの担当地域包括支援センターをお知りになりたい人は、町名別松山市地域包括支援センター担当一覧表（P44～45）をご覧ください。

担当地区	名 称	所在地	電話番号・FAX
五明・伊台・湯山・道後・湯築・桑原	松山市地域包括支援センター湯築・桑原・道後	持田町1丁目3-30	☎ 993-5666 FAX 993-5668
	サブセンター五明・伊台・湯山	末町甲9-1 (愛媛県在宅介護研修センター3階)	☎ 993-5661 FAX 993-5691
石井東・石井西・浮穴・久谷	松山市地域包括支援センター石井・浮穴・久谷	東石井7丁目3-32 (JA松山市施設、南中学校東隣)	☎ 957-0808 FAX 957-3303
	サブセンター浮穴・久谷	東方町甲1272-1 (JAえひめ中央施設、荏原小学校北隣)	☎ 905-8889 FAX 905-8778
久米・小野	松山市地域包括支援センター小野・久米	鷹子町740 (鷹子ふれあい館2階、たかのこの湯東隣)	☎ 970-3761 FAX 975-7620
番町・八坂・東雲・素鷺	松山市地域包括支援センター東・拓南	築山町5-11	☎ 915-7760 FAX 915-7763
雄郡・新玉	松山市地域包括支援センター雄郡・新玉	千舟町8丁目128-1 (JAえひめ中央施設、太陽市北隣)	☎ 993-7220 FAX 993-7221
清水・味酒	松山市地域包括支援センター味酒・清水	清水町3丁目15 (清水小学校北校舎1階)	☎ 911-1135 FAX 911-1140
余土・垣生	松山市地域包括支援センター垣生・余土	保免西4丁目5-25 (余土中学校北隣、盲天外通り)	☎ 989-7600 FAX 971-6510
生石・味生	松山市地域包括支援センター生石・味生	別府町177-1 (味生ふれあいセンター 1階)	☎ 953-3888 FAX 952-3890
宮前・三津浜・高浜・興居島	松山市地域包括支援センター三津浜	祓川2丁目10-23	☎ 953-1130 FAX 953-1150
中島	松山市地域包括支援センター中島	中島大浦1626 (中島支所3階)	☎ 997-0454 FAX 997-0454
潮見・久枝	松山市地域包括支援センター潮見・久枝	鴨川二丁目12-8	☎ 994-8765 FAX 994-8766
和気・堀江	松山市地域包括支援センター和気・堀江	堀江町甲338-2	☎ 911-8005 FAX 911-8006
浅海・立岩・難波・正岡・北条・河野・粟井	松山市地域包括支援センター北条	河野別府937-1 (北条社会福祉センター 1階)	☎ 992-0117 FAX 992-0118

基幹型地域包括支援センター

松山市では、長寿福祉課内に保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、基幹型地域包括支援センターとして、高齢者への総合的な支援をはじめ、各地域包括支援センターの指導や助言を行っています。

松山市長寿福祉課 ☎948-6949 FAX934-1832



地域包括支援センターが行う事業

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が中心になって、介護予防ケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。公正・中立性を確保するために、地域住民や関係職種による「地域包括支援センター運営協議会」の意見を聞いています。



地域包括支援センターが行う主な事業

■地域の高齢者への総合的な支援(包括的支援事業)

●介護予防ケアマネジメント

高齢者の心身状況に応じて、介護予防や日常生活の支援が包括的に実施されるよう、必要な援助を行っています。

●総合相談・支援

地域の高齢者の相談を受け、介護保険だけでなく様々な制度やサービスを活用した総合的な支援を行っています。

また、適切な機関やサービスにつながるよう、地域のネットワーク作りや実態把握を行い、高齢者が安心してその地域で住み続けていくために必要な支援を行っています。

●権利擁護

高齢者や障がい者の人権や財産を守る拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止、消費者被害の防止について、相談・支援を行っています。

●地域のケアマネジャーなどの支援

ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言を行っています。

●認知症高齢者等への支援(認知症総合支援事業)

- 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」が早期診断・早期対応に向けた支援を行います。
- 「認知症地域支援推進員」が、医療・介護などの連携強化による、地域における支援体制を構築します。
- 認知症の人やその家族の支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み「チームオレンジ」の立ち上げ、運営を支援します。

■介護予防ケアプランの作成

要支援1・2と認定された人または事業対象者と家族、サービス担当者で、必要なサービスを検討し、それに基づいてケアプランを作成します。また、ケアマネジャーが定期的に利用者宅を訪問し、適切な支援ができているかを確認します。

松山市地域包括支援センター所在地マップ

市街地拡大マップ

地域包括支援センター 味酒・清水

【近隣地図】



〒790-0823
松山市清水町3丁目15
清水小学校北校舎1階
TEL:911-1135
FAX:911-1140

地域包括支援センター 湯築・桑原・道後

【近隣地図】



〒790-0855
松山市持田町1丁目3-30
TEL:993-5666
FAX:993-5668

地域包括支援センター 雄郡・新玉

【近隣地図】



〒790-0011
松山市千舟町8丁目128-1
JAえひめ中央施設、太陽市北隣
TEL:993-7220
FAX:993-7221

地域包括支援センター 東・拓南

【近隣地図】



〒790-0864
松山市築山町5-11
TEL:915-7760
FAX:915-7763

地域の高齢者相談窓口です

介護保険などに関するご相談は、まず、電話でお問い合わせください。その後、訪問対応・来所受付対応、また、相談内容によっては関係機関へおつなぎします。

地域包括支援センター 中島

【近隣地図】



〒791-4501 松山市中島大浦1626
中島支所3階
TEL:997-0454 FAX:997-0454

地域包括支援センター 三津浜

【近隣地図】



〒791-8066
松山市祓川2丁目10-23
TEL:953-1130 FAX:953-1150

地域包括支援センター 生石・味生

【近隣地図】



〒791-8056 松山市別府町177-1
味生ふれあいセンター1階
TEL:953-3888 FAX:952-3890

地域包括支援センター 垣生・余土

【近隣地図】



〒790-0043 松山市保免西4丁目5-25
余土中学校北隣、盲天外通り
TEL:989-7600 FAX:971-6510

地域包括支援センター 石井・浮穴・久谷

【近隣地図】



〒790-0932 松山市東石井7丁目3-32
JA松山市施設、南中学校東隣
TEL:957-0808 FAX:957-3303

地域包括支援センター 小野・久米

【近隣地図】



〒790-0925 松山市鷹子町740
鷹子ふれあい館2階、たかのこの湯東隣
TEL:970-3761 FAX:975-7620

地域包括支援センター 北条

【近隣地図】



〒799-2436 松山市河野別府937-1
北条社会福祉センター1階
TEL:992-0117 FAX:992-0118

地域包括支援センター 和気・堀江

【近隣地図】



〒799-2651
松山市堀江町甲338-2
TEL:911-8005 FAX:911-8006

地域包括支援センター 潮見・久枝

【近隣地図】



〒791-8004
松山市鴨川二丁目12-8
TEL:994-8765 FAX:994-8766

サブセンター 五明・伊台・湯山

【近隣地図】



〒791-0122 松山市末町甲9-1
愛媛県在宅介護研修センター3階
TEL:993-5661 FAX:993-5691

サブセンター 浮穴・久谷

【近隣地図】



〒791-1123 松山市東方町甲1272-1
JAえひめ中央施設、荏原小学校北隣
TEL:905-8889 FAX:905-8778